## 行政手続法適用

## 不利益処分の処分基準

処	分 名	職員団体の登録の効力停止、登録取消
根拠沒	去令及び条項	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第53条第6項
所 管	部 課 名	公平委員会
	関係法令等 <i>]</i> び条項	・職員団体の登録に関する条例(昭和 41 年条例第 20 号)第 5 条
		地方公務員法第53条第6項に定めるところによる。
処		
分		
	# %#	
	基準	
基		
準		
	設定年月日	平成13年9月21日 最終変更年月日
備	考	